

Title	『文明論之概略』にいたる「風俗」の思想について：丸山思想史学の批判的再評価
Sub Title	A critique on the method of Dr. Maruyama's ideo-history : in the case study on the thought of "ethos" in Fukuzawa's early works from 1866 up to 1875
Author	田中, 明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.6 (1974. 6) ,p.473(127)- 488(142)
JaLC DOI	10.14991/001.19740601-0127
Abstract	
Notes	小池基之教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740601-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (4) 「長者教」より「日本永代蔵」への展開について、その経済倫理乃至は経済理念の展開の面、土屋喬雄著「日本経営理念史」の指摘がある。浅香氏の掲書参照。
- (5) 都の錦については、山口剛氏の「浮世草子集」の解説に、都の錦がわが国にて詳細に紹介されるに至った経緯と人となりなどが説明されている。それによれば、都の錦は実戸光風、後に名を鉄州と改む、伊藤仁斎、北村季吟、烏丸資慶について和漢の学を習い、月波和尚について参禅したこともある。彼は遊蕩のため勘当され、生活のために浮世草子の筆を執った(文集76頁)。
- (6) 「沖津白波」刊行の4年後に、教訓性の強い浮世草子の系列に入るものとして、北条団水の「昼夜用心記」(宝永4年)や月尋堂の「儼偶用心記」(宝永6年)が板行されている。儼偶昼夜用心記や儼偶用心記と沖津白波との比較考証は山口剛氏により行なわれて明白であるが、昼夜用心記はかたりの手段を当時見聞したものを収録することにより伝え、人々の注意をうながしたもので、昔の物語も今の事実談として記録し、その奥に教訓性を伝えんとするものであるが、教訓性は比較的軽く扱われている。ここでは当時町人が生命がけて蓄積した財宝を、奸智に長けた者にあざむかれて失うという悲運に泣かぬ様に警戒した書である。広義の町人もの一種である。
- (7) 本書には儒書から漢文のまま引用されている場合が多く見出される。この小論に原文を引用することを止めて、一応読下し文に改めて引用することとした。繁雑となるので原文をあげない。
- (8) 「沖津白波」の本文を引用する時、引用文がやや多いところから、それぞれ頁数を示すことを選び、第何巻、第何番目の話であるということを示すにとどめることとする。例えば、沖津白波第5巻の第1番目の話として「丹波の庄屋一古田孫兵衛が事、書物やと回答する事」の中の引用文については、(V-1)という風に記しておく。以下同様である。これは小論が直接対象として論じている書物の場合にかぎり、一般の引用はそれぞれ頁数を記す通例に従う。
- (9) 北条団水は鳳城団水であり、団水は団粹とも書いた。橋堂又は平文字と号した。白眼居士という、一条堀川の人で、後に難波に下り、西鶴のあとに住み「西鶴菴」と改めた。俳諧と戯作の西鶴に仕えて志が篤く、俳諧を学び、「団袋」その他の俳書があり、後浮世草子に力を注いだ。「置土産」以下西鶴の遺稿の整理につとめ、世に公にした。西鶴の追従であり模倣であった。宝永8年正月4日没、行年49歳。山口剛氏の解説による。
- (10) 相磯貞三著「近世小説史・江戸篇」28頁。
- (11) 「浮世草子集」山口氏解説、83頁。
- (12) 山口剛氏が前掲の解説において日本永代蔵の巻3「世はぬき取の観音の眼」と本書の巻6「銭の穴より天道の恵」と対比して類似を説明しているのを見よ。致富と倒産・没落との間の因果関係を西鶴はあまり露骨にはあらわさない。しかし団水は因果関係を強く主張し、そのことにさらに長々と教訓を加えている。「……かかるためしを聞に、……心をひるがへし正路に身を過終へよ、さりどて因果のめぐりきたる事、遠きにあらず、……とかく人は運によつて榮え、又はもつれたる事もあるものなり、かならずよこしまにて身を過金銀をためんとする人は、鉦屋佐内が因果物がたりきゝたしなみたまへ。出家をおとする其罪はおびたゞしき事ぞや。くれぐれうかべる雲の金銀、きえやすき淡の世わたり、かならずよこしまの道をして、一端利をうるといへども、つひには天道の恵にはずるゝ事、むかしよりおほしとかや、これらも人をたらし、本意にあらぬ銀まうけ、いかでつゞくべきはずはなし」と。
- (13) 「日本新永代蔵」の本文を引用する場合、沖津白波を引用した場合と同様に、例えば巻1第1話「白銀百枚歳暮の御祝儀一大坂にかくれなき大仏分限、泉州界の銀親子の代は小の晦日」の中の文章を引用した時は、頁数は示さず、(I-1)とのみ記すこととする。
- (14) 西鶴「日本永代蔵」(岩波文庫版・17頁)。
- (15) 西鶴「日本永代蔵」(岩波文庫版・31頁以下)。

(経済学部教授)

『文明論之概略』にいたる 「風俗」の思想について

—丸山思想史学の批判的再評価—

田 中 明

目 次

- 第一章 思想史的研究の理論的諸問題
 - I 「一般的結論」
 - II 理論的諸前提の批判的再検討
 - III 「日本の思想」と対象の特質
 - IV 丸山思想史学の方法論的陥穽
- 第二章 「風俗」の思想の機能と構造
 - I 理論的前提
 - II 「政治風俗」概念の成立
 - III 「人心風俗」思想の展開
 - IV 丸山思想史学の批判的再検討

第一章 思想史的研究の理論的諸問題

I 「一般的結論」

『経済学批判・序言』はマルクスの土台・上部構造論を総括するものと看做されている⁽¹⁾。その点の検討を後段に委ねて、ひとまず『批判』の「序言」によれば、マルクスがヘーゲルの法哲学・国家論の批判を経て到達し得た結論は次の二点に在るものとせられた⁽²⁾。すなわち、〔一〕法的諸関係も国家諸形態も物質的な生活の諸関係に根差し、〔二〕後者の諸関係の総体よりなる「市民社会」の解剖は経済学の課題をなすが、第二の観点は、マルクスをヘーゲルの法哲学批判より転じて『経済学批判』へと赴かせ、かくして「準備作」の多くを越えて『資本論』にいたる、経済学研究のための「導きの糸」をなした「一般的結論」は「序言」において早くも端的に下記の如くに要約せられた⁽³⁾。それによれば、〔I〕人間の物質的な生活の社会的生産の様式が、政治的、精神的、生活過程

注(1) 山之内靖『社会科学の方法と人間学』9頁参照。『人間学』の第一章は「序言」理解の筆者と相異なる社会「科学」の方法の一例というべきであろう。

(2) K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, Vorwort, in: Marx Engels Werke, Bd. XIII, (Berlin, 1961), S. 8.

(3) Ibid., S. 8-9.

一般を規定するものと指摘せられるが、〔Ⅱ〕生産諸関係の総体としての社会の経済的構造、ないしは、下部構造・物的土台に照応すべき関係として、(1) 政治的上部構造と、(2) 精神的上部構造が、これを厳格に表現すれば、特定の社会的意識の諸形態が、異なる次元において把握せられて来る。それゆえ、下部構造と上部構造の関係はかかる二重の規定と照応よりなる。これを略記すれば、〔Ⅱ〕の(1)が、経済的下部構造 \leftrightarrow 政治的上部構造、〔Ⅱ〕の(2)は、経済的下部構造 \leftrightarrow 精神的上部構造として表示される。しかしながら、『経済学批判』の基本的内容は、『資本論・第一部』の序篇のうち(4)に再現するから、『批判』の「序言」の命題のよりよき理解のためにも、前述の「第一部・第一篇」を検討するという作業は回避されたい。そのばあい本稿の展開のためには、いわゆる「経済」と「宗教」の相互の(5)関係について、マルクス主義の観点よりしても理解をふかめる必要が生ずるものと思われるから、この種の論題に(6)関係を有する「第一章・第四節」に論及することを要求せられよう。しかして「第一章・第四節」によれば、『批判』の「序言」における下部構造 \leftrightarrow 上部構造の関係が展開せられて、(a) 商品生産の諸関係に社会的に適合的な経済思想の諸形態、(b) 商品生産の支配的な社会にたいして社会的にもっとも照合的な宗教形態、(c) 社会の物質的基礎により宗教的観念が規定される(8)諸種の(9)関係、(d) 経済思想と宗教思想が社会的諸関係を反映する諸形態相互間に“存在”する意識内的な“照応”関係が捉えられて来る。そのさい、「序言」における(1)および(2)は(a)ないし(d)に展開せられて、(a) 下部構造 \leftrightarrow 経済思想、(b) 経済構造 \leftrightarrow 宗教形態、(c) 経済構造 \leftrightarrow 宗教思想、(d) 経済思想 \leftrightarrow 宗教思想、という範式を構成するが、〔Ⅱ〕の(b) 経済構造 \leftrightarrow 宗教形態の範式は、〔Ⅱ〕の(1) 経済構造 \leftrightarrow 政治構造に対応し、〔Ⅱ〕の(2) 経済構造 \leftrightarrow 精神構造の(9)関係が、(a)と(c) 経済構造 \leftrightarrow 思想形態へ発展し、(a)の経済構造 \leftrightarrow 「経済」思想と(c)の経済構造 \leftrightarrow 「宗教」思想の、相互の関係からは「経済」思想と「宗教」思想の相関が把握される。のみならず同時に指摘すべきは、〔Ⅱ〕の(d) 「経済」思想 \leftrightarrow 「宗教」思想の範式が(a)と(c)の総合をなすばかりではなく、〔Ⅱ〕の(b) 「経済」構造 \leftrightarrow 「宗教」形態ならびに、[(a)と(c)] 「経済」構造 \leftrightarrow 「思想」形態の両者を総合するという点であるから、最後の範式〔Ⅱ〕の(d)は「序言」の範式(1)と(2)における「一般的結論」の具体的展開としての、下部構造と上部構造の二重の規定と照応の関係のまさに思想の次元における展開を意味するという点なのである。ちなみに、上述の(9)関係の他にも上部構造における宗教形態と意識形態としての宗教思想の相関の問題が生ずる、とはいへ、上部構造と思想形態、たとえば政治構造 \leftrightarrow 政治思想における、上部構造の内的な連関構造の問題は、下部構造と思想形態、たとえば経済構造 \leftrightarrow 経済思想のもとに、検討したところの関係よりして推論されうる論題なのであって、丸山真男氏の研究の

注(4) K. Marx, op. cit., Vorwort, S. X.

(5) 内田芳明『ヴェーバー社会学の基礎研究』序文X頁。

(6) K. Marx, Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie, Bd. I, (Berlin, 1960), S. 81-82.

(7) Ibid., S. 84-85.

(8) Ibid., S. 85.

(9) Ibid., S. 87.

対象となりえても(10)経済学批判の(10)当面的課題をなしえない主題であることに留意すべきである。しかしながら丸山氏に固有な領域を度外視するとしても、われわれは既に思想の概念=把握の前提を得たのである。すなわち「序言」の「一般的結論」の具体的展開の成果によれば、言葉の厳密な意味における思想としては、〔Ⅱ〕(d)における三重の規定と照応の関係からなる「思想」、もしくは、経済的下部構造と宗教的上部構造の規定照応の相互関係が、経済的下部構造に規定せられる精神的上部構造に反映せられて、「宗教」により代表される上部構造と「経済」により表現される下部構造の、相互作用の(11)関係が精神構造の内部へ展開せられた関係としての「思想」の概念、それゆえ、「宗教」思想と「経済」思想の関係として把握せられ、「経済」により三重に規定される「思想」の概念がわれわれに提示せられている。かくして、次節を展望し得き前提も同時に獲得せられたのである。

II 理論的諸前提の批判的再検討

一九五七年に丸山真男氏は、『スターリン批判』における政治の(11)論理(12)の旧稿を新著(13)に展開した(14)のち、同氏の註解によれば本業に復帰するため、一九六一年の岩波新書版に収録すべく改訂された「日本の思想」(15)の(16)初稿を公表されたのであるが、上記のふたつの論作にたいして、理論的批判は早くも一九六二年を期して、マルクシストとヴェーバリアンの双方より提起され、一九六三年の夏から一九六八年の冬へと、理論的批判を歴史的批判の領域においても継承するという課題が筆者にのこされたのである。(19)とはいへ、課題の前提にも未解決の理論的な問題が見出され、理論的批判も亦あらたな批判的検討を要するから、マルクス主義哲学者およびヴェーバ派学説史家による、丸山氏の二論作にたいする批判の要点についても考察を試みる必要が生ずる。そのさい、われわれは内田芳明氏の丸山真男氏にたいする、比較的親和的な評註をかかると同時に考察のために適合的な出発点とみるべきである。がら内田氏の丸山論によれば、後者の政治思想史とマックス・ヴェーバの宗教社

注(10) このばあい経済学批判というのは『経済学批判』(1859)をさすばかりではなく、『資本論』第一巻(1867)以後の時期にいたる「批判」のための(10)労作も含まれるものと解すべきである。

(11) 丸山真男『現代政治の思想と行動』、一九六四年増補版305~337頁。

(12) 丸山真男『スターリン批判の批判——政治の認識論をめぐる若干の問題』(『世界』一九五六年十一月号所収論文。)

(13) 丸山真男『現代政治の思想と行動』、一九五七年版下巻325~356頁と追記365~378頁を参照。

(14) 丸山真男『現代政治の思想と行動』、一九六四年増補版581頁参照。

(15) 丸山真男『日本の思想』(丸山『日本の思想』所収)。

(16) 丸山真男『日本の思想』(『岩波講座現代思想』第十一巻3~46頁。)

(17) 梅本克己『マルクス主義と近代政治学——丸山真男の立場を中心として——』(『講座 現代のイデオロギー』第五巻7~72頁。)

(18) 内田芳明『日本における「思想史」の成立——丸山真男「日本の思想」をめぐって——』(『商経法論叢』XIII—3号37~75頁。)

(19) 田中『「現代思想入門」における近代主義批判にせよ』(『三田学会雑誌』一九六三年9月号。)、同上「日本「近代化」思想の形成とその構造」(『経済学年報』8—一九六四年度会報。)、同上「日本近代社会経済思想史研究の方法と対象にかんする若干の考察」(『三田学会雑誌』一九六六年12月号。)、同上「丸山思想史学の批判的再評価」(『三田学会雑誌』一九六七年12月号。)、同上「丸山思想史学の批判的再評価」(『三田学会雑誌』一九七一年12月号。)

(20) 内田芳明前掲論文(『商経法論叢』XIII—3号47~48頁。)

社会学の相違は、宗教社会学が「宗教」と「経済」の相互関連性を追求しようとする体系である、のたいてい、丸山氏の思想史は、「思想」と「土台」の歴史的・論理的な関連の解明をなしえぬ体系と看做されていた。かつまた同氏の理解によれば、⁽²¹⁾両者の分岐点が第一に思想史と宗教社会学の方法的相違にあるものとされ、同時に第二にはマルクス主義が提起した、上部構造と下部構造の関連の問題に対処する政治学者と経済学者との相異なる把握の姿勢にあるとせられた。しかしながら、第一の論点が思想史と社会学の差異に関連ありとすれば、決定的な相違点は両者の方法にあるよりも対象の局面にみとめられ、相違を政治思想史と宗教社会学の対比の裡にのみ捉えれば、方法上の分岐点は第一の論点にあるよりも第二の論題の裡にある筈である。なんとすれば、社会学と相異なる思想史の研究が、経済的土台の領域を直接的分析の対象に含みえぬものとするにしても、「宗教」と「経済」の相互関連性の究明が思想史研究の課題となり得る限りでは、⁽²²⁾内田氏が宗教社会学の方法的特質を思想史のそれから区別することは是認されたいことである。これにはんし、上部構造と下部構造の関連の解明が、丸山真男氏の政治思想史に固有な課題をなし得ぬ限りでは、⁽²³⁾前節に提示せられた命題の受容における、「経済学者」と「政治学者」の姿勢の違いから生じうる視角の相違が論議さるべきであろう。それゆえに、以上のふたつの論題を混同せぬことに留意し、あらかじめ、論点の整理を施したのちに第二の論題を省みるならば、われわれが、全上部構造、なかんづく、思想諸形態の批判の課題をになう、⁽²⁴⁾経済学批判の体系に実現せられた、専門科学上の主要な成果をことさら諸思想形態の批判に對置するかぎり、相違の問題は「⁽²⁵⁾経済学批判」の著者の関心が、〔I〕：経済「思想」と「経済」構造の関連を把握する作業へと凝集されてゆくのにたいし、「経済学者」の社会学と「政治学者」の思想史は、〔II〕：前者の主眼が宗教「思想」の「経済」構造にたいする作用の究明にむけられ、〔III〕：後者にあつては政治「思想」と「政治」構造にかんする研究に拠るといふ三者の異同に求められる。これを交互に比較すれば、第〔I〕と第〔II〕の研究の範型が、「思想」形態と「経済」構造の関連を追求することによって共通の視野をもちうるに、第〔I〕と第〔III〕の範型の重心が、経済と政治の各領域内の内部構造の分析に傾斜するときは両者に共通な基盤も見失われてゆく、⁽²⁷⁾という相違の問題がある。第〔II〕と第〔III〕の範型の異同は、したがって、第〔II〕の範型においては宗教「思想」と「経済」構造の関連も解明されうるが、第〔III〕の範型は政治「思想」と「政治」構造の相関の把握を基本

注(21) 内田芳明「経済と宗教—宗教倫理の階級的制約性の問題—」(大塚・安藤・内田・住谷『マックス・ヴェーバー研究』269頁註(3)参照。)
 (22) 本論第一章第I節参照。
 (23) 丸山真男『「スターリン批判」における政治の論理』じたいが雄弁にこれを語り明している。(注(10)参照。)
 (24) 注(10)参照。
 (25) これは一八五九年の「経済学批判」をさす。(Vgl. K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, in: Marx Engels Werke, Bd. XIII.)
 (26) M. Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I, (Tübingen, 1963), S. 40.
 (27) 丸山真男前掲論文(丸山『現代政治の思想と行動』増補版311頁参照。)

的課題におくという方法的相違のうちにある。このことは、丸山真男氏の政治思想史が、政治「思想」と「政治」構造の領域に立脚する専門の体系から、「思想」形態と「政治」構造の連関を解明する範型を展開して、⁽²⁸⁾宗教社会学の対象に属する宗教に準ずる思想の分野をも政治思想史に固有な視点より捉えることを妨げはしない。対象の領域において宗教が不在であれば、政治と対立する宗教の機能は思想に転嫁され、思想の次元においては宗教思想が政治思想の周辺に吸引されるから、「思想」と「政治」の相互作用を究明する作業は「宗教」と「政治」の連関構造の研究に代位する。宗教的思想を政治思想史が、対象に組みこむ丸山氏の思想史に論題を転ずれば、まさしく「日本の思想」において、そこにいわゆる思想の全体構造を政治的・宗教的な思想の混合形態にみるばかりか、政治的な「制度における精神」の宗教性よりなる全体構造を国家の認識論的な構造のうちにもとめる、⁽²⁹⁾「国家」の思想史が宗教社会学に代位して政治思想史から「独立」の思想史の展望を与えるかの如くである。⁽³⁰⁾

III 「日本の思想」と対象の特質

丸山真男氏の思想史研究が、政治思想史の領域に宗教的思想を導入し、政治「思想」と「政治」構造の相関を究明する独自の視点から、「思想」形態と「政治」構造の相互の関連についての解明を志向したことは、宗教社会学の方法的影響によるよりも日本の思想というそれに固有な対象の然らしむる所であろう。すなわち「日本の思想」⁽³¹⁾によれば、日本における近代の国家の確立にさいし、伝統的宗教がその内面的「機軸」として、有効に作用しようとする伝統を構成しないために、西欧的思想の無秩序な流入と後進的国家の集権化の矛盾は、制度の中核としての天皇制を同時にまた精神的な中核とする折衷の様式のもとに、原理的な解決もなくして便宜的に收拾されざるを得なかったと云うのである。それゆえ、日本「近代」の「国家」権力は、制度的機構がもつ機能にくわえて、精神的「機軸」たるの使命をおわされ、徹底的に内なるものでもなく徹底的に外なるものでもない非宗教的「宗教」、ないしは、むしろ政治の呪術として、思想的「雑居」の日本的「伝統」を維持する反面では、「雑居」の「伝統」に違背した「異端」⁽³²⁾の思想を排除する暴力の行使としてたちあらわれ

注(28) 丸山真男氏の政治思想史が「精神構造論」へと発展し旋回する過程の下限を一九五七年の「日本の思想」(『岩波講座現代思想』第十一巻所収論文。)におくとしても恐らく誤りにはなるまい。「精神構造論」という用語はじたいはむしろ内田芳明氏の造句である。(内田芳明「日本における「思想史」の成立—丸山真男『日本の思想』をめぐって—」序論参照。)
 (29) 丸山真男『日本の思想』、岩波新書版36~37頁。
 (30) 丸山真男「思想史の考え方について—類型・範囲・対象—」(武田清子編『思想史の方法と対象—日本と西欧—』12頁参照。)
 (31) 丸山真男『日本の思想』、岩波新書版1~66頁。以下頁数の表示は同新書版に依拠す。
 (32) 同上28~31頁参照。
 (33) 同上33~34頁参照。
 (34) 同上31~32頁参照。
 (35) 同上20~21頁参照。
 (36) 同上6~9頁参照。
 (37) 同上14~15頁参照。

た。かくのごとく、日本の近代国家のうちにも政教の癒合現象をみとめる、『日本の思想』の著者の指摘については本稿の筆者も反対の意見はもたない。しかしながら、明治の日本にみられる宗教のいわゆる不在は、一九五七年刊の丸山真男論文を待つに及ばず、早くも一八七五年版の『文明論之概略』を通じて、日本国中すでに宗教なしと福沢諭吉により論断された所よりしても窺いしられ⁽³⁸⁾る。のみならず同時に留意さるべきは、福沢が同書において「日本」と「支那」の「文明」を「比較」⁽³⁹⁾するとき、「宗教の権」と「政治の権」を「併立」せしめる「西洋」の範型に依拠しながら、⁽⁴⁰⁾近代化の可能性を「日本」における「至尊の位」と「至強の力」の「平均」にもとめ、⁽⁴¹⁾「至尊」と「至強」の「合一」に「支那」の後進性を見出す段階論を日本の範型にてらして展開するという、論理構成をうらづける事実認識なのである。このことが問題と看做されるのは、一八六〇年代以降の日中両国洋務運動の異同が検討せられる論題の次元であろう。すなわち、日本の要路における英学関が理論的に宗教を重視しつつも、政治的見地を優先せしめて「西教」にたいし否定的態度をとらざるをえず、近代化の過程になおかつ必要であると想定せられた倫理的な支柱をもとめて、⁽⁴²⁾政治的機構が精神的「機軸」として機能しうる形態を「近代」の「国家」にあたえるのにはんし、⁽⁴³⁾曾國藩学党の領導下におかれた同治中興期の洋務派にあっては、太平天国の領袖が提起した奉天討胡の路線に対峙して異民族の清朝を政治的に擁護し、洋夷を用いて「粵匪」を討ずる反革命の論拠として攘夷論を再編すべく、⁽⁴⁴⁾伝統的「名教」にのみ「近代化」推進の思想的基盤をおく中体西用論が⁽⁴⁵⁾みだされる事実は否定さるべくもない。それゆえ、中国についての福沢の誤認を指摘することは、丸山氏の方法の対象にたいする適合的な関係の確認につらなる。研究の対象がすでに中国にはなく、⁽⁴⁶⁾宗教的伝統の不在を固有の歴史的前提に、政治的な権力が同時に精神的な権威として機能しうる、⁽⁴⁷⁾特殊に日本的な形態における「近代」の「国家」を対象にとれば、丸山思想史学の課題も国家の認識論的構造を解明しうる視座として、政治的な「制度における精神」の宗教性よりなる全体構造を捉え得る方法概念を設定することに集約されるから、丸山氏がいわゆる独立の思想史の構成にさ

注(38) 注(6)参照。

(39) 『文明論之概略』(福沢諭吉全集第四巻156~158頁。)

(40) 『文明論之概略』(同全集第四巻20~26頁。)

(41) 『文明論之概略』(同全集第四巻133~138頁。)

(42) 『文明論之概略』(同全集第四巻23~26頁。)

(43) 橋川文三「福沢諭吉の中国文明論」(橋川「順道の思想——脱亞論以後」、とくに9~24頁をみよ。)

(44) 秘密院憲法制定会議における秘密院議長伊藤博文の演説を参照(清水伸「帝國憲法制定会議」87~90頁。)

(45) 『文明論之概略』(福沢諭吉全集第四巻189~191頁。)ならびに〔竹村庄八日記抄〕(同全集第二十一巻337~338頁。)所載の福沢演説を参照。

(46) M. Weber, op. cit., S. 204.

(47) まさしく注(46)の観点よりして、日本の「近代国家」の形態も「絶対主義」と規定せられたと理解されうるが、そのあい「日本の思想」においては、「絶対主義」(同書38頁参照)と「近代国家」(同上47頁参照)という概念が併存しうる点についてとくに読者の注意を促したいとおもう。

(48) 「討粵匪檄」(1935年上海版曾文正公全集文集巻三49~50頁。)の主眼はまさに政治的であるよりも倫理的な問題であろう。曾國藩時代における中体西用論について、小野川秀美『清末政治思想研究』同治中興期(同書12~38頁。)の記述を参照すべきである。

いて、思想の次元における「政治」と「宗教」の癒着に留意しつつも、思想をこえる政治的「制度」と呪術的「精神」の関連をもとめ、「制度」と「精神」の全体構造を俯瞰する見地より上部構造の「政治」と「思想」の相関について論究するとき、「経済」構造と宗教「思想」の相互の関係にたいする究明を可能ならしめた、マックス・ヴェーバーの宗教社会学に方法的接近を示すことも避けられぬ結果としては理解されうる。しかしながら、宗教社会学的方法的特質が、「経済」と「宗教」の連関の構造を、⁽⁴⁹⁾宗教に由来して「経済」に作用する、「世界宗教の経済倫理」としての「倫理」の概念のもとに捉え得る点に在る、のにたいして、丸山真男氏の思想史研究は、「経済」にかわる「政治」と「宗教」にかわる「思想」の相互作用の全体構造を、「制度における精神」よりなる「思想」の全体構造としての精神構造の概念をかりて、「国家」の政治構造ならざる認識論的な構造のうちに求め得るに過ぎぬ者であるとすれば、丸山氏の思想史が、「経済」と「宗教」の連関の構造を、「倫理」ならざる「思想」において把握し得るとは論定し難いから、かくのごとき異同が含意するところは、対象に規定せられる範囲の方法の近似も相違の問題に還元されうる、ということこれである。

IV 丸山思想史学的方法論的陥穽

以上に展開せられた論説の帰結としては、丸山真男氏の政治思想史が、ひとまず政治学の視角のもとに天皇制の「制度」を捉え乍ら、天皇制国家の「精神」的基軸における「宗教性」を捉え得る思想史をもとめ、「政治」と「宗教」を同時に把握し得るが如き、「独立」の思想史の構想を「国家」の思想史に見出したかの如くに考えられる。とはいえ、「独立」の思想史の外見の「独立性」も、第一にかかる「国家」の思想史と「宗教」の社会学の対照において、第二に少くとも政治学からは「独立」の途にある思想史として、一般化された「国家」の思想史と「宗教」の社会学の対称性により疑わしい者となる。すなわち、宗教社会学が全社会構造を、「宗教」に由来して「経済」に作用する「倫理」において把握するとき、丸山真男氏の思想史研究は、「倫理」にかわる思想の全体構造としての「制度における精神」の構造把握において、上部構造の「存在」と「意識」の二大領域の関連の解明に迫り乍ら、「倫理」にかわる「思想」のもとに「経済」と「宗教」の作用関連の全体構造を望みえない憾みがある。それゆえに、上述の論点に関しては優劣を醸し得る「相違」も生ずるが、われわれが、より一般的に思想史と社会学との相関性を問する第二の論題へ移れば優劣に導かぬ「相違」も現れる。なんとすれば、「宗教」社会学がまさに「倫理」の概念において、宗教「思想」と「経済」構造の作用関連の総体把握を果し得るように、「国家」思想史がいまや国家の「思想」において、「経済」思想」と

注(49) 「憲法制度のように、元来政治倫理的要素が内包されている場合には一層、制度における精神を含めた全体構造が問題にされねばならない。」(丸山前掲書37頁。)

(50) M. Weber, Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen, Einleitung, in: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I, (Tübingen, 1963), S. 237-238.

(51) 内田芳明氏は相異なる次元的方法的相違を混同されたものと理解すべきである。(内田芳明「経済と宗教——宗教倫理の階級的制約性の問題——」, 前掲「マックス・ヴェーバー研究」269頁。)

宗教「思想」の規定照応の全体構造を捉え得るならば、「相違」はまさしく対象が成り立つ次元の「相違」であるから、相異なる次元の対象における類似の関連が方法における優劣を結果しうるとは断じ難いであろう。しかしながら、相違が優劣を生ずる第一の論題に関して、対象に還元されぬ方法の相違が優劣の問題へ転化されうる所謂は、「宗教」社会学の「倫理」の概念と「国家」思想史の「思想」の概念によるばかりではなく、「宗教」社会学の「倫理」の概念と「政治」思想史の「国家」の概念の機能の相違に在るものと解せられる。いずれにせよ、前者がすでに「倫理」において、「宗教」における「思想」を「経済」に関連せしめて、全社会構造の総括的把握を志向するものと評価されるとき、丸山思想史学の「国家」の認識論的構造の把握は、「国家」において「政治」と「宗教」を総括せんとし、「政治」と「宗教」の関連を「制度における精神」の概念をかりて、上部構造の「存在」と「意識」の二大領域にわたる「政治」と「思想」のもとに捉え直す者と考えられるにしても、問題の所在は、経済を「括弧」⁽⁵³⁾に入れて「存在」を表す「政治」と「意識」に当る「思想」を捉える「構造」の把握が、全社会構造を総括し得ぬ故に全思想構造の把握を阻む所の、丸山氏に固有な政治学概念の枠を逃れえないという点に在るのであるから、問題の解決は、社会構造の全機能的な把握の機能を思想史学の国家概念に把持せしめることに見出さるべきである。この機能を確保する作業にさいして留意すべきは、われわれが、「国家」思想史の「思想」の概念を、「宗教」社会学の「倫理」の概念に換える代りに、「政治」思想史の「国家」の概念を、「政治」経済学の「国家」の概念に換えるという点のみである。そのばあい、政治経済学というのは市民的社会についての解剖学となりうる経済学であるから、史的唯物論に基く所の国家本質論に拠り乍ら「国家」の概念を設定することが要求されている。これにはんし、「政治の論理」を世界観と「分離」して「認識」する「政治学」⁽⁵⁶⁾は、本質論にかような「分離」を可能ならしめる論理的な契機があるやいなやを問題となしえないから、本質を現象と混在せしめる対象が指定せられる場合に「独立」の思想史の「独立性」に限界をあたえることは、われわれが今は亡き梅本克己氏の丸山真男論⁽⁵⁷⁾に学ぶ所なのである。したがって、この点に到れば、われわれも、ヴェーバー派学説史家の丸山真男論に別れを告げて、マルクス主義哲学者の政治学批判の試みに近づく。われわれが、政治的上部構造に陰蔽されかつ顕現せられる経済的下部構造を、マルクス・レーニン主義の史観に拠り立つ「国家」の概念に照し乍ら経済的土台の本質的關係が政治的上層の現象諸形態に映ずるものとして捉えるかぎりでは、経済と

注(52) 大塚久雄「ヴェーバー社会学における思想と経済」(大塚『社会科学の方法——ヴェーバーとマルクス——』、とく189~190頁をみよ。)

(53) 丸山真男「『スターリン批判』における政治の論理」(丸山『現代政治の思想と行動』増補版312頁参照。)

(54) 丸山真男「日本の思想」(丸山『日本の思想』6頁。)

(55) K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, Vorwort, in: Marx Engels Werke, Bd. XIII, (Berlin, 1961), S. 8

(56) 丸山真男「『スターリン批判』における政治の論理」(丸山『現代政治の思想と行動』増補版313頁参照。)

(57) 梅本克己「マルクス主義と近代政治学——丸山真男の立場を中心として——」(『講座 現代のイデオロギー』第五巻7~72頁。)

政治のかかる相関の把握において日本国家の構造論的究明も「本質顕現主義」⁽⁵⁸⁾の思想史学委ねられる所となろう。われわれは、その点に鑑みて、以下に果す可き課題を、上述の政治学にたいする哲学的な批判にではなく、いわゆる国家の認識論的構造の内部矛盾における、「普遍」と「特殊」⁽⁵⁹⁾の対立を統一し得ぬ儘に「無限の往復」⁽⁶⁰⁾の運動へと還元する、丸山思想史学の循環論が語り得ぬ歴史的事実を本質論に関連づけて解明する作業にのみ限定する。

第二章 「風俗」の思想の機能と構造

I 理論的前提

丸山思想史学の理論的諸問題を関する前節の結論に従えば、問題の所在は、政治の思想史が独立の思想史たらしめるとき、「国家」の政治構造をこえる認識論的構造において、「思想」の全体構造としての精神構造を把握せざるを得ぬことに在るのみか、「国家の思想」が全社会構造の総括を果し得ぬ概念であることにより、全思想構造を包括し尽し得ぬ限界を有するという点に在る訳であるから、問題の解決は、ふたつにひとつの方途に拠らざるを得ぬことも既にこれを明かにせる論点であるといえよう。すなわち第一の方法によれば、政治思想史の「思想」の概念が、宗教社会学の「倫理」の概念に、完全に同化せられるか又は少くともその影響を直接に受けることも考えられるが、精神構造史へつらなる政治思想史にあっては、いずれにせよ、宗教社会学的方法的影響が、さいわいにも、間接的にしかして派生的にあらわれ、丸山思想史学における「思想」を「制度における精神」の概念たらしめながらも、思想史における「思想」の概念を社会学における「倫理」に還元せしめることなく、宗教の「倫理」を国家の「思想」に求め換えるという丸山氏独自の方法的操作を編み出すのである。これがため丸山真男氏の精神構造史においては、政治の「思想」が国家の「思想」へ展開せられると同時に、政治の「思想」を宗教の「倫理」に替らしめるが如き思想史の社会学への従属は回避され、かくして「独立」の思想史にいたる「国家」の思想史の展望が開かれえたとこの点を「評価」すべきであろう。しかりとすれば、「批判」の課題は、丸山思想史学の方法論的用具とも解し得べき、「国家」の概念が適用され得る範囲を究めて、その限界をば踏破する見地より展開されねばならぬ。とはいえ一般的かつ理論的にみれば、経済「括弧」づけの論理に丸山史学の陥穽がある、と語る点においてはマルクス⁽⁶³⁾もヴェーバー⁽⁶⁴⁾も揆を一にするから、われわれが第二

注(58) 丸山真男「『スターリン批判』における政治の論理」(丸山『現代政治の思想と行動』増補版321~324, 328~331頁参照。)

(59) 丸山真男「日本の思想」(丸山『日本の思想』36頁。)

(60) 同上47頁。

(61) 竹内好編・共同討論「講座をはじめるに当たって」(『近代日本思想史講座1 歴史的概観』10~11頁。)

(62) 同氏におけるこの姿勢は戦前に確立せられていた。その点に関して、丸山真男「戦前における日本のヴェーバー研究」(大塚久雄編『マックス・ヴェーバー研究』165~166頁。の)論述を参照。

の方法とよぶもの、すなわち政治思想史の“国家”の概念にかえて、政治経済学の‘国家’の概念を措く第二の方途を廻り後者の反対はあり得ぬものと思われる。かくして論究の課題は特殊かつ歴史的な主題に限定せられる。思想史の方法にかんする理論に溺れぬ点を自負し得るが如き研究者を批判するさいに、批判の課題を理論的な領域にのみ局限すれば歴史的な研究の成果は止揚されるところなく看過されるであろう。それゆえに本稿において展開すべきは、国家に関する思想についての実証的な研究を踏えて丸山氏の方法を省みる課題に伴う批判なのである。ちなみに筆者の観点によれば、一八六〇年代後半から一八七〇年代前半への、変革過程における福沢諭吉の国家思想の構造変化にかんし、丸山史学の“国家の思想”の概念把握は、一面において妥当でもあり全局について至当ではなく、反論し得ると共に否定し得ぬが如き関連にたつことが例証されうるから、福沢の思想の批判に基く上記の概念の検討の域に当面の論題を限るとすることも許されるであろう。そのさいに『国家』と『思想』にかんする、概念の設定と検証を回避することはできないが、前段にいわゆる政治経済学の‘国家’の概念を政治思想史の“国家”の概念に代置することも、福沢における近代“国家の思想”分析のための仮説を設定せんとする当面の課題に規定されている。そこにおいては、近代の日本の「主要な問題」が、政治にたいする経済の関係としてのみ表象され得たことに鑑みて、われわれも近代「日本の思想」分析においては、『国家』の概念をまさに経済的本質の政治的形態における顕現の表象として位せしめる訳である。これによって、『思想』の概念についても修正が要求せられよう。なんとなれば、前章において『思想』なるものは経済により三重に規定される関係を把握するものと論定せられた。しかるに前章の序節によれば、経済により三重に規定される『思想』は、宗教により代表される上部構造と経済により表現される下部構造の、相互作用の関連が精神構造の内部へ展開された関係として描かれるに過ぎないが、いわゆる宗教の不在をその「伝統」なき“伝統”とする日本の思想について、とりわけ福沢諭吉における非宗教的な近代の思想を考察するという課題にとっては、むしろこのさい『経済学批判』の「序言」における上部構造論の規定にたかえって、‘宗教’に具現せられる上部構造を精神構造と対置せられる‘政治’に換えおくに若くはない。われわれが、『思想』の概念をかように訂正するならば、以下の諸節にあらわれ

注(63) 梅本克己「マルクス主義と近代政治学——丸山真男の立場を中心として——」(『講座 現代のイデオロギー』第五巻34~35頁。)の所論を参照。

(64) 内田芳明「日本における『思想史』の成立——丸山真男『日本の思想』をめぐって——」(『商経法論叢』XIII-3号47~48頁。)の所説を参照。

(65) 丸山真男「思想史の考え方について——類型・範囲・対象——」(武田編前掲書1~5頁。)の所説を参照。

(66) K. Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, Einleitung, in: Marx Engels Werke, Bd. I, (Berlin, 1957), S. 382.

(67) 福沢の場合については以下に例証されている。とくに第三節と第四節をみよ。

(68) 宗教の不在をついた福沢の指摘について本論第一章第三節参照。

(69) この点に関して、丸山博士の『日本の思想』は福沢諭吉の見解を踏襲するものであろう。

(70) 武田清子「近代科学摂取の三つの道」(武田『天皇制思想と教育』84頁。)

定される‘精神’的上部構造に反映されて、‘政治’思想が‘経済’思想に規定される関連として、それゆえに、精神構造の内的な関連の実存形態として厳密に把握された『国家の思想』にほかならぬ。

II 「政治風俗」概念の成立

概して云えば、福沢の思想も、『西洋事情外編』(一八六八年刊)以前には軍事のおよび政治的のみ機能する、思想の形態という意味における‘国家の思想’ないしは政治の思想として作用していたのである。既にその最古の刊本と云われる、『増訂華英通語』(一八六〇年刊)の訳者もこれを以て『国家の急務』に答うべしと揚言し、『電銃操法』(全三巻・一八六六~一八七〇)と併行して成立する、『西洋事情』(全三編・一八六六~一八七〇)の編者が『初編』の「小引」に示唆する所に拠れば、編著の目的は、「外国の形勢情実」とりわけ「各国の政治風俗」いかに窺い知る点に在るものとせられた。上記の「政治風俗」概念は後述の「人心風俗」概念と照し合せてのみ解し得られるが、まずは政治の「制度における精神」の構造という丸山史学の方法概念に則して捉え得ない者とはおもわれぬ。これを以下に考究すべく、『西洋事情初編』(一八六六年刊)の「備考」をかの「写本西洋事情」(六五~六年稿)と対照すれば、稿本の「写本」が「政体」を四分し、「合衆政治」を前提する「立君定律」に対置して、「貴族合議」と矛盾せざるをえない「主君独裁」を措定するのたいし、『初編』の「備考」はこれを三種に分類しなおし、「合衆政治」と連繫する「貴族合議」に対処して、「立君独裁」へ転化せざるをえない「モナルキ」に想到するのであるが、如上の政治形態論における三分法構成の契機としては第一に政治的要因の思想規定性が考慮すべきであろう。すなわち、政治過程の現実的・歴史的な要請は思想の観念的・理論的な論理構造の内部へ貫徹し、ついに、西欧近代の政治思想をして封建日本の政治状況に適合すべき形態を採らしめるに至るのである。そのばあい、稿本の「写本」における四種の「政体」について、われわれが、「合衆政治」に基く「立君定律」と「貴族合議」に替る「主君独裁」の対比の背後に、近代国家と封建国家の形態の区別という形態に陰蔽された本質の相違をみるのにはんし、「政体」を「三様」に分つ所の『初編』の「備考」は、本質論的な省察の痕跡をも政治形態の論題へと解消し、「貴族合議」に具現する「合衆政治」を否定して「立君独裁」の「モナルキ」に就かんとする政治の論理を貫くのである。このような過程をば思想の機能より究明するかぎり、「貴族合議」が思想をこえて薩長同盟に実現せられる慶應二年一月以降、少くとも『事情初編』が執筆せられ刊行される同十二月の頃までの福沢の主張は、

注(71) 『増訂華英通語』(福沢諭吉全集第一巻69頁。)

(72) 『西洋事情初編』(同全集第一巻285~287頁。)

(73) 『文明論之概略』(同全集第四巻19~22頁。)

(74) 丸山真男「日本の思想」(丸山『日本の思想』36頁。)

(75) 『写本「西洋事情」』(同全集第十九巻176~177頁。)

(76) 『西洋事情初編』(同全集第一巻289~291頁。)

(77) 『初編』は六月に脱稿したと推定される(同全集第一巻286頁参照。), が、出版の時期は同年の年末であろうとおもわれる(同全集第十七巻33頁参照。)

「大名同盟」に対処する幕臣が大君の「モナルキ」を擁護する佐幕の思想といわざるをえず、親仏佐幕派の絶対主義化の構想につらなる事実を同時期の書翰のみならず政治的な文書のうえにも求め得るであろう。そのような文書の実例として引用すべき資料とみられる、慶應二年七月の「福沢論吉建言」は思想家の理論が政治家の施策に転化してゆく過程をしめし、政治へと働き掛ける思想が反面において政治に規定せられる結果、「外国」の「雇兵」に「御家」の「中興」を賭ける幕臣の国際主義は封建主義と分離されぬ事実をも例示する。この点に関して、丸山博士が「唐人往来」(六五年稿)と「或云随筆」(六六年稿)の国際主義を、「事情初編」ないしは「論吉建言」における「御家」中心の「立君」思想から切り離して、「万国公法」の支配にたよる「立君独裁」の政治における封建主義が思想にあたえる影響を過小評価されるとき、幕末時代の福沢に特有な絶対主義論の封建的性格と国際主義論の買弁的性格の相互作用の関連は見失われてしまうのである⁽⁸³⁾。しかしながら、福沢における内外政治論の通史的概観の作業にあたり、近代主義者の政治思想史がそれをも看過したことは実証的操作の過誤にしては過大であるが理論的誤謬であるともいわれまい。いずれにせよ、われわれの当面の論題にとっては、依然として丸山史学の概念装置が有効である。これを本節の主題の文脈に照会すれば、『事情』の「写本」が「政治」に「四様」の区別をたてる反面において、英国の「立君定律」に「貴族合議」と「合衆政治」の「三局鼎立」を見出し、「政治」の「体裁」のかかる混淆をも「事実」における「風俗」と看做して、「立君」と「貴族合議」と「共和政治」の「三様」に「政体」を分類する『初編』への回路を開くに及んで、慶應二年の上半期間に『初編』をかりて確立せられる、三分法構成の政治的含意は幕府の「独裁」に導くものとしての「立君」の構想に在るのであるから、『事情初編』における「政治風俗」が「立君定律」の制度における「立君独裁」の精神を表すことは明かである。それゆえ本節に引用せられた、「制度における精神」としての「風俗」の概念は、政体論における四分法から三分法への旋回軸にすぎず、政体論をも相対化する「人心風俗」の概念と同質の機能を果すものとは論定し難いのである。

III 「人心風俗」思想の展開

慶應二年七月の前記「建言」以降、軍事的政治的な現実の発展は第二次征長戦の敗北に結果し、慶

注(78) 「福沢英之助宛 慶應二年十一月七日付 福沢論吉書翰」(同上31頁。)

(79) 「島津祐太郎宛 慶應二年二月六日付書翰」(同全集第十七巻36~38頁。)に始り「川路・中村宛 慶應三年一月七日付書翰」(同上35~36頁。)に終る。

(80) 「長州再征に関する建白書」(同全集第二十巻7~11頁。)

(81) その点に関して、田中明「日本『近代化』思想の形成とその構造」(慶應義塾経済学会編『経済学年報』8, 139~141頁。)の所説を参照。

(82) 「唐人往来」(同全集第一巻12~23頁。)および「或云随筆」(同全集第二十巻11~15頁。)にみる「万国公法宗」(同上12頁。)のことである。

(83) 丸山真男「解題」(福沢論吉選集第四巻所収論文413~421頁。)参照。

(84) 注(74)の「制度における精神」の概念におなじ。

(85) 「写本『西洋事情』」(同全集第十九巻177~179頁。)

應三年におけるフランス極東政策の転換が福沢における「モナルキ」の思想を空転せしめるとすれば、われわれが論稿の展開のためにも、政治的要因の思想規定的な関連は決定的な重要性を喪失し、政治過程より解放せられた政治思想が経済思想へと繫縛せられる連関構造の解明が要請せられるであろう。しかし慶應三年成稿の『西洋事情外編』のうち、外見上は『初編』の三分法が踏襲せられるとはいえ、「写本」から『初編』への推転が四分法の三分化に結実するのたいてして、『初編』から『外編』への旋回は政体論の相対化の過程と看做されるべき変容をもたらす。そのばあい政体論の相対化というのは、『外編』の編者が西欧近代の経済学説の導入に立脚し、封建日本の政治過程より脱脚せる政治思想を経済思想へと関係づけ、かくして『事情』の思想における「政治」をも「経済」へと帰属せしめる変化の過程を意味している。もしくは「政治」の把握において『事情』の編者が、『初編』にあつては「政体」を三種に類別しながらも、「英国」について三種の形態が「混同」せられる「事実」を重視する「風俗」の視点から、『外編』においては「政府」の「体裁」を軽視して「職分」に着目する過程が問題なのである。なんとなれば、このばあい「政府」の「職分」なるものは、「政府」の「法律」による「私有」の「保護」という第一の機能と、「政府」の「教育」による「人心」の「改革」という第二の機能をあわせた二重の過程よりなるが、前者のみならず後者にあつても「政治」と「経済」との関係に結果する機能が把握されているからである。いずれにせよ、「政体」から「職分」への主題の転換は「政治」の「体裁」の軽視を意味し、機構より機能の形態を重視する「職分」論的「権力」把握への道を開いて、前者にみられる「政治」の権能をそれが「経済」にたいする作用に還元しつつも、経済の政治にたいする規定性を「人心」の「政治」にあたえる反作用に求めるという方向へ後者を導くのである。すなわち『西洋事情外編』(一八六八年刊)によれば、「人民教育」が「一国」の「人心風俗」を「一変」するあかつきには、「モナルキ」の「政体」も「合議」の「政治風俗」になじむのであり、あるいは「政治風俗」が「人心風俗」のもとに包摂せられる関連において、「人心」もしくは「衆心」に「政治」を従属せしめる「風俗」の思想がなりたつのであるが、そのさいに「経済」にたいする「政治」の従属は「人心」と「政治」の関係のうち顛倒せられた表象をうけとることになる。ちなみに『文明論之概略』(一八七五年刊)によれば、

注(86) 石井孝『増訂明治維新の国際的環境』702~708頁の論述を参照。

(87) 本論の第一章第一節・第二章第一節を参照。

(88) 『西洋事情外編』(同全集第一巻419頁。)

(89) この点に関して、高橋誠一郎「解題」(『福沢論吉経済論集』458~464頁。)の論述を参照。

(90) 『西洋事情初編』(同全集第一巻289~280頁。)

(91) 『西洋事情外編』(同全集第一巻419~420頁。)

(92) 『西洋事情外編』(同全集第一巻433頁。)に列挙されている三箇条中の第二項目については注(93)の引用箇所と比較検討しなければならない。

(93) 『西洋事情外編』(同全集第一巻417~418頁。)

(94) 『西洋事情外編』(同全集第一巻441頁。)の教育の項目にかんしてもこれを同上451~456頁、同上420~425頁の記述と対照しなければならない。

(95) 『文明論之概略』(同全集第四巻21~22頁。)

「文明」がまさしく「衆心」の発達を意味するのみか、⁽⁹⁶⁾「一国の人心」ないしは「文明の精神」よりなる「文明」に「政治」が照応するものと解釈されるから、⁽⁹⁷⁾このような「文明の精神」と「政治の制度」があらわす関係は経済により政治が規定される関係の投影にすぎないものである。問題の所在は、それゆえに「文明の精神」なるものが、政治過程へと働き掛ける実践倫理⁽⁹⁸⁾たり得る点でも、経済過程に作用する宗教の実践倫理⁽⁹⁹⁾とは異なるということに在るのみではない。われわれが主要な問題とみるのは、『事情外編』が経済により政治の規定される関係を、「精神」により「政治」の規定される関係に逆転せしめながら表現するとはいえ、いずれにせよ「人心」の変動に「政治」を照応せしめるこの理論が『国家の思想』を具現するということである。かつまた第二章序節の理論的前提によれば、『国家の思想』は経済に政治の規定される関係が意識に反映されて、政治思想の経済思想に規定される関係として展開するものと理解されるから、「風俗」に規定される「政体」という観念を、資本主義の世界経済に適応せんとする封建日本の政治過程の反映にすぎない、絶対主義の政治思想が自由主義の経済思想に規定された『国家の思想』の変種として把握することも可能なのである。しかして、反面よりみれば上述の政体論相対化も絶対主義思想の再編を意味することは、『世界国尽附録』(一八六九年刊)から『文明論之概略』(一八七五年刊)へと、後述の如くに「政治の制度」を改変せしめる要因としての「文明の精神」の論理を介して、まさしく、「英吉利」型の⁽¹⁰⁰⁾「立君」の制度における「魯西亜」型の「独裁」の精神が貫徹せられる事実に示される所である。しかるに丸山氏の⁽¹⁰⁰⁾福沢論によれば、判断の絶対主義は政治の絶対主義を伴うのであるが、以上に考察せられた福沢の思想における政治的な価値判断の相対化も絶対主義を伴うのであって、そのような史実の誤認のうちにも、「定律」の制度における「独裁」の精神に自らを表した、「立君の制度」における「文明の精神」の重層的な構造を解明しえない方法論の難点が看取されうるのである。

IV 丸山思想史学の批判的再検討

われわれが以上に展開せる諸節より結論するならば、『国家の思想』をあらわす「政治風俗」と「人心風俗」の思想の分析においては、「人心風俗」思想を介して政体論相対化へと進む『西洋事情』の『外編』～『二編』以後段階を、「政治風俗」概念を通じて絶対主義思想へと傾く「写本」～『初編』以前の段階から区別する必要があるのみならず、『文明論之概略』へつらなる『外編』以後段階においても、「人心風俗」の思想は「政治風俗」の思想がなりたつ次元に混在せしめられ、政体論相対化を促迫せしめながらも絶対主義思想の再編におわるかぎり、「人心風俗」思想に内在する本質論的傾向

注(96) 『文明論之概略』(同全集第四巻3頁および41頁。)

(97) 『文明論之概略』(同全集第四巻37頁および49頁。)

(98) 『西洋事情外編』(同全集第一巻420～423頁。)

(99) 注(50)および注(26)をみよ。

(100) 丸山真男「福沢論吉の哲学——とくにその時事批判との関連——」(日高六郎編『現代日本思想体系34 近代主義』所収論文。)

をば「政治風俗」思想に顕現する形態論的外装から区別することが必要なのである。なんとなれば、『西洋事情外編』より『西洋事情二編』への「風俗」の思想の二重の構成は、両書をかりて「モナルキ」の「政体」に「文明開化」の「特権」を見出さんとし、「政体」としての「立君」の「英国」型を⁽¹⁰¹⁾媒に「制度における精神」の「魯国」型を⁽¹⁰²⁾捉え、後者について「独裁」の「政治」における「文明」の「精神」を⁽¹⁰³⁾認知するのであるから、われわれが上述の「精神」の構造を把握せんとして国家本質論的関連の解明に努力することさえも史実の要請によるのである。そのさいに殊更に究明さるべきは一八七〇年刊の『西洋事情二編』が、「支那」の「独裁」を否定して「魯国」の「独裁」を是認⁽¹⁰⁴⁾する事実にあらわれた思想なのであって、これまでの研究に照会するかぎり、「魯西亜」型肯定の思想史的事実は、「立君独裁」の「政治」における「文明開化」の「精神」において「魯国」の「政体」が容認せられる実例をしめし、「立君独裁」の「政体」を存置して「文明開化」の「特権」に転化する「近代化」の瞰取図が表示されたことを意味するのである。⁽¹⁰⁵⁾前段の推論よりして確認されうる論点は、一八六〇年代末葉に福沢の思想に生じた著しい変容の過程が、「立君独裁」の「政体」を「文明開化」の「特権」と看做す反面、上記の「政体」の運動を「精神」ないしは「民心」に帰因せしめる「変革」の論理を孕むにいたると云うことである。かえりみれば、慶應元年成稿と推定せられる「写本西洋事情」の稿本において、いわゆる「政治」の「体裁」が「四様」に「区別」せられて、「立君定律」「合衆政治」「貴族合議」「主君独裁」と読まれるのに反し、慶應二年に脱稿出版せられた『西洋事情』の「初編備考」によれば、「四様」の「政体」が「三様」に「区別」せられるにいたり、「共和政治」と「貴族合議」に対抗すべく構想される「モナルキ」は「立君独裁」として現れることが知られた。⁽¹⁰⁶⁾如上の政体論にみられる三分法の構成のうえにも、「合衆政治」を具現する「貴族合議」に⁽¹⁰⁷⁾対峙して、「独裁」の「立君」を⁽¹⁰⁸⁾擁立せんとする親仏佐幕派の絶対主義論が反映⁽¹⁰⁹⁾されていた事実は否定されがたいのであるが、絶対主義論の発展そのものは一八六八年の『外編』におよんで、「政体」論の「相対」化へと導く新しい段階を画定するのであるから、「政体」の「実」を⁽¹¹⁰⁾重んじて「名」を⁽¹¹¹⁾軽んずる「相対」化過程の重層的な編成も六八～九年に出立するものとおもわ

注(101) 『西洋事情外編』(同全集第一巻419～420頁。)

(102) 『西洋事情二編』(同全集第一巻539～540頁。)

(103) 『西洋事情外編』(同全集第一巻422～423頁。)

(104) 『世界国尽附録』(同全集第二巻665～666頁。)

(105) 『世界国尽巻三』(同全集第二巻625～628頁。)

(106) 『西洋事情二編』(同全集第一巻540頁註記。)

(107) 田中明「日本『近代化』思想の形成とその構造」(『経済学年報』8、150～156頁。)

(108) 本章第二節～第三節参照。

(109) 『御時務の儀に付申上候書付』(同全集第二十巻3頁。)

(110) 『長州再征に関する建白書』(同全集第二十巻8頁。)

(111) 『福沢英之助宛 慶應二年十一月七日付 福沢論吉書翰』(同全集第十七巻30～32頁。の主張を参照。

(112) 長州再征にかんする「建白」と『西洋事情』の関係については、同全集第二十巻11頁所載解説参照。

(113) 『文明論之概略』(同全集第四巻42～43頁。)

れる。ともあれ、一八六九年刊の『英国議事院談』が、「英国」の「立君定律」に「文明」の「君上専権」⁽¹¹⁴⁾を見出す過程は、同年刊行の『世界国尽』が差し当り「開化」の「特権」を担い得る「立君」の「政体」を、「英吉利」型の「定律」から「魯西亜」型の「独裁」へと推転せしめる過程でもあり得たことは明かである。かくして、⁽¹¹⁵⁾『西洋事情』の「写本」より『初編』への「立君独裁」の思想の展開が、「立君」の「制度」における「独裁」の「精神」について丸山史学の方法概念をしめしうるとして、⁽¹¹⁶⁾『外編』にはじまり『二編』へつらなる「政治」形態論の「相対」化過程は、「独裁」の「政治」における「文明」の「精神」をかかざる概念に捕捉されえない次元の観念たらしめる。福沢の思想が「政治」形態論を越えて「国家」本質論へ転ずる旋回の過程は、明治二年成稿の「世界国尽附録」を介して明治八年初刊の『文明論之概略』へ導かれ、「衆心」の「発達」と同義に理解せられる「文明」の段階に「政体」を照応せしめて、「政体」と識別せられる「国体」⁽¹¹⁷⁾の観念のうちに国家本質論的関連を生ぜしめるに至るのである。それにつき最後に指摘さるべきは、六八年以降に現れる相対化過程を通じて、絶対主義論を自明の前提に「衆心発達論」の論理が貫徹し、「明治」の「専制」を「人民」の「智力」⁽¹¹⁸⁾に従わしめんとした試みなのであって、これこそは絶対主義の政治的形態に近代国家の階級の本質をあらわす、後進国のブルジョワジーの革命的たりえない“近代化”の新路線であるから、後進日本の近代思想にあつては丸山氏の著名な福沢論の所見⁽¹¹⁹⁾にはんして、「価値判断の相対性」が政治的な絶対主義と相伴う事実⁽¹²⁰⁾に丸山思想史学批判の最初の言葉を読むということも許されるであろう。

(経済学部助教授)

注(114) 『英国議事院談』(同全集第二巻491~492頁。)

(115) 『世界国尽附録』(同全集第二巻663~668頁。)

(116) 『文明論之概略』(同全集第四巻27~32頁。)

(117) 『学問のすゝめ四編』(同全集第三巻49~50頁。)

(118) 『文明論之概略』(同全集第四巻22~23頁。)

(119) 田中前掲論文参照。

(120) 丸山真男「福沢論吉の哲学——とくにその時事批判との関連——」(日高編前掲書60~76頁。)は同氏による歴史的批判をとまわぬ理論的考察の一例である。

維新変革と村落構造の改変

高山 隆 三

は し が き

1. 廃藩置県と名主・荘屋の廃止
2. 大区・小区制の施行と地租改正の進行
3. 町村合併と村落制度の改変
 - I. 村落制度の改変
 - II. 町村合併と村請負制度の解体

は し が き

明治維新は徳川幕藩体制から天皇制中央集権的国家への移行の画期をなす政治的・社会的体制の変革であった。維新による天皇制中央集権的国家の形成・成立過程は、幕藩体制の最末端の行政単位、すなわち現物貢租の徴収・負担を基軸として構成される村落制度の改変過程であった。この村落制度の編成替えの完了によって、中央集権的国家体制の確立がみられるのであるが、その地方制度に関する指標は通常明治21年の市制・町村制、23年の府県制・郡制の制定に求められている。しかし地方制度の骨格は廃藩置県と地租改正によって築かれたものとみられるのである。本稿は村落がいかに幕藩体制の最末端の行政単位から、中央集権的国家の最末端の行政単位に組み込まれ、改変されたかを長野県諏訪市に属する1村落-南真志野-に則して明らかにすることを意図したものである。すなわち、廃藩置県、大区・小区制の施行、名主・荘屋の廃止、戸籍法の施行、地租改正によって、村落が改変される過程を明らかにし、またこれによって維新変革の一つの意義を把握しようとするものである。

1. 廃藩置県と名主・荘屋の廃止

高島藩下の村々に廃藩置県が伝えられたのは明治4年7月23日であった。この日75ヵ村の名主は権大参事から呼び出され、7月15日に太政官から高島藩を高島県と改め、また「知事様ト申フ